○外務省告示第三百三号

平成二十四年八月十六日にハノイで、円借款の供与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の平成十八年三月二十九日付けの交換公文に従ってベトナム社会主義共和国政府に供与されることになった紅河橋建設計画（第四期）の実施に係る円貨による借款の支出期間がベトナム社会主義共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成二十九年八月十六日まで延長される旨の口上書の交換が、ベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

平成二十四年九月十日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第三百四号

平成二十四年二月十二日にカイロで、エジプト・アラブ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がエジプト・アラブ共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十四年八月二十六日に効力を生じた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　五億円

3　署名者

日本側　奥田紀宏在エジプト大使

エジプト側　ファイザ・アブルナガ計画・国際協力大臣

平成二十四年九月十日

外務大臣　玄葉光一郎

○厚生労働省告示第五百一号

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第三百十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第一の四の8中「雇用契約」を「労働契約」に改める。

第二の一の1の⑴のイ中「2に規定する六月間の研修」を「2の規定による六月間の日本語の語学研修、看護導入研修及び就労ガイダンス（ロにおいて「六月間の研修」という。）」に改め、同⑴のロ中「語学研修（日本語研修実施機関（協定附属書十第一編第六節1及び2に規定する日本語の語学研修を行う機関をいう。以下同じ。）の行うものをいう。）」に改め、「同じ。）」の下に「及び就労ガイダンス（受入れ機関の就労環境等に係る母国語による相談窓口及びその他の相談窓口の説明、労働関係法令の内容、受入れ機関の不正な行為への対処方法その他の法的保護に必要な情報に関する説明会をいう。以下同じ。）」を加え、同2の⑶中「看護導入研修」の下に「及び就労ガイダンス」を加え、同一の3中「⑺まで」を「⑼まで」に改め、同3の⑺中「平成二十三年厚生労働省告示第百九十二号」の下に「。以下「特例インドネシア人看護師候補者等指針」という。」を、「平成二十四年厚生労働省告示第百九十号」の下に「。以下「特例フィリピン人看護師候補者指針」という。」を加え、「受入れ機関が設立している」を「機関により設立されたものである」に改め、同3の⑺の次に次のように加える。

⑻　過去三年間に、第四の二の4若しくはフィリピン人看護師等受入れ指針第四の二の4又は特例インドネシア人看護師候補者等指針第五の一の2若しくは特例フィリピン人看護師候補者指針第五の一の2の規定による報告（以下「受入れ機関等報告」という。）を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。

⑼　過去三年間に、第四の二の5若しくはフィリピン人看護師等受入れ指針第四の二の5又は特例インドネシア人看護師候補者等指針第五の一の3若しくは特例フィリピン人看護師候補者指針第五の一の3の規定による巡回訪問（以下「受入れ調整機関による巡回訪問」という。）の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

第二の一の5（標題を含む。）中「雇用契約」を「労働契約」に改め、同二の1の⑴のイ中「2に規定する六月間の研修」を「2の規定による六月間の日本語の語学研修、介護導入研修及び就労ガイダンス（ロにおいて「六月間の研修」という。）」に改め、同⑴のロ中「イの」を「六月間の」に改め、同1の⑶中「雇用契約」を「労働契約」に改め、同二の2の標題中「及び介護導入研修」を「、介護導入研修及び就労ガイダンス」に改め、同2の⑴の本文中「語学研修及び」を「語学研修、」に改め、「同じ。）」の下に「及び就労ガイダンス」を加え、同2の⑶中「介護導入研修」の下に「及び就労ガイダンス」を加え、同二の3中「⑷まで」を「⑹まで」に改め、同3の⑵中「特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針」を「特例インドネシア人看護師候補者等指針」に改め、同3の⑷中「受入れ機関が設立している」を「機関により設立されたものである」に改め、同3の⑷の次に次のように加える。

⑸　過去三年間に、受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。

⑹　過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

第二の二の5（標題を含む。）中「雇用契約」を「労働契約」に改める。

第三の一の1の⑵及び⑷中「雇用契約」に改め、同一の2中「及び⑵」を「から⑷まで」に改め、同2の⑵中「受入れ機関が設立している」を「機関により設立されたものである」に改め、同2の⑵の次に次のように加える。

⑶　過去三年間に、受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。

⑷　過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

第三の一の3（標題を含む。）並びに二の1の⑵及び⑷中「雇用契約」を「労働契約」に改め、同二の2中「及び⑵」を「から⑷まで」に改め、同2の⑵中「受入れ機関が設立している」を「機関により設立されたものである」に改め、同2の⑵の次に次のように加える。

⑶　過去三年間に、受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。

⑷　過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

第三の二の3（標題を含む。）中「雇用契約」を「労働契約」に改める。

第四の二の1中「雇用契約」を「労働契約」に、「2に定める定期報告及び随時報告を事業団に提出する旨」を「4の規定による報告及び5の規定による巡回訪問に関する守秘義務」に改め、「行う」の下に「。なお、事業団は、受入れ機関の募集に当たり、円滑かつ適正な受入れを図るため、協定に基づく受入れの仕組みに関し、広報活動等を通じて周知を図るものとする」を加え、同二の6の標題中「相談支援」を「相談支援等」に改め、同二の6中「、在留管理」を削り、「行う」の下に「。また、インドネシア人看護師候補者及びインドネシア人介護福祉士候補者の就労の開始前に、必要に応じ、受入れ機関に対し、インドネシア人看護師候補者及びインドネシア人介護福祉士候補者の病院又は介護施設における研修の実施、雇用管理等に関する説明会を実施する」を加え、同二中6を7とし、同二の5中「当該受入れ機関に照会を行い、必要に応じて指導、助言等を行う。また、事業団は、都道府県労働局、地方入国管理局等の適切な関係行政機関に連絡の上、問題の解決を図る」を「適切に相